

**《千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）》  
令和2年度施策 評価シート**

評価コード 9

<b>施策の方向</b>	生活の安定に向けた支援の推進
<b>担当課</b>	児童家庭課・女性サポートセンター・男女共同参画センター・健康福祉センター

**1 事業の概要**

<b>基本目標</b>	Ⅲ	<b>施策の方向</b>	5	<b>施策の内容</b>	<b>被害者の自立に向けた総合的な支援の充実</b>
<b>当初予算額(千円)</b>			0	<b>決算額(千円)</b>	0
<b>事業の概要・目的</b>	63自立につながる支援（児童家庭課・女性サポートセンター等） 配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者の自立に向けた様々な問題について、本人の意思や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていく。				
	64司法手続きに関する支援（児童家庭課・女性サポートセンター等） 配偶者暴力相談支援センターでは、警察等の関係機関と連携を図るとともに、保護命令や離婚調停等の法的支援について、弁護士会等の法律相談や、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度などの情報提供に努める。				
<b>数値目標など</b>					
<b>指標名等</b>	-				
<b>目標</b>	-		<b>実績</b>	-	

**2 事業実績・評価等**

**(1) 施策の実施結果**

<p>63配偶者暴力相談支援センターの相談及び一時保護事業においては、被害者の意向に基づき、就労に関する講座やハローワークでの手続き、母子生活支援施設への入所などの被害者が必要とする支援についての情報提供を行うとともに、各種手続きがスムーズに行われるよう、必要に応じ市町村に働きかけや助言を行うなど連携して支援にあたった。</p>	
<p>64保護命令や離婚調停などについての情報提供や、女性サポートセンターで年間48件・男女共同参画センターで年間31件の法律相談を実施するとともに、地方裁判所に対して各配偶者暴力相談支援センターで保護命令に関する書面の提出などを併せて年間25件行うなど、被害者が法的支援を受けられるよう支援した。</p>	

**(2) 評価（別紙視点参照）**

<p>63・64配偶者暴力相談支援センターの相談及び一時保護において、各種制度や法的支援についての情報提供や法律相談を行い、被害者の個々の状況に応じて市町村等の関係機関と連携して支援が行われた。</p>	
---	--

**3 課題及び改善すべき点はあるか、ある場合、今後どのように対応していくのか。**

<p>＜課題・改善すべき点＞ 63・64被害者は、経済的な基盤の弱さなど様々な課題を抱えていることが多く、自立に向けて多種多様な支援が必要となることから、支援に携わる関係機関も多種多様となる。また、長期に渡って暴力にさらされた結果、自己決定が困難な状態となっている場合もある。配偶者暴力相談支援センターを始めとする支援機関においては、関係機関間の情報共有と連携強化を図るとともに、被害者に丁寧寄り添って支援していく必要がある。</p> <p>＜今後の方針＞ 63・64DV被害者のための支援機関ハンドブックの活用による各種制度や法的支援についての情報提供や、法律相談を実施することにより、引続き被害者の個々の状況に応じた支援の提供に努める。</p>	
--	--

**4 委員意見**

<p>「自立につながる支援」はDV被害者支援の中心と考えられる。DV被害者には積極的に情報を取得できる人と束縛が厳しく取得困難な人がいるため、一人ひとりのニーズに合った対応が求められていることを意識して支援してもらいたい。女性サポートセンターの役割は重要であり、一時保護しているDV被害者が情報を取りやすくするためにインターネット等を自由に活用できる環境調整、児童相談所等関係機関との連携強化やスーパーバイズ等、積極的に行ってもらいたい。</p>	
---	--